

裾野市告示第34号

裾野市パブリックコメント制度実施要綱を次のように定める。

平成25年3月8日

裾野市長 大橋 俊二

裾野市パブリックコメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度に関して必要な事項を定め、市の政策形成過程における市民参加の機会の拡大を図り、もって行政運営における公正の確保と透明性の向上に資するとともに、市民主体の活力あるまちづくりを目指し、市民参加と協働の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント制度 市の重要な政策の形成過程において、意思決定を行う前の適切な時期にその案を公表し、広く市民等から意見及び提言(以下「意見等」という。)を求め、これに対して提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等に対する考え方を公表する手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内の学校に在学する者
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、パブリックコメント制度に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げるもの(以下「政策等」という。)の策定についてパブリッ

クコメント制度を実施するものとする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画及び方針
- (2) 市行政に関する基本方針を定める条例
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関がパブリックコメント制度を実施することが必要であると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、パブリックコメント制度の対象としないことができる。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 国、県等の計画等との整合を図るため、市の裁量の余地が少ないもの
- (3) 法令等の規定に基づき意見聴取の手続を実施しなければならないもの
- (4) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメント制度に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等を決定するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施策等の性質上パブリックコメント制度に適さないもの

（政策等の案の公表）

第4条 実施機関は、政策等を策定するときは、意思決定を行う前に、あらかじめ当該政策等の案及び次に掲げる事項を公表し、市民等から政策等の案についての意見等の提出を求めなければならない。

- (1) 政策等の案の概要
- (2) 政策等の案の趣旨、目的及び背景
- (3) 前2号に掲げるもののほか、政策等の案を理解するために必要な資料

（公表の方法）

第5条 前条の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、市ウェブサイトへの掲載その他実施機関が定める方法により行うものとする。

2 前項により公表する場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期間その他意見等の提出に関し必要な事項を提示するものとする。

（意見等の提出）

第6条 前条第2項の提出期間は、公表の日から概ね30日間とし、同条第1項の規定による公表時に明示するものとする。

2 意見等を提出しようとするものは、氏名、住所（法人その他の団体である場合にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）、電話番号等を明示するものとする。ただし、実施機関が特に認めた場合は、この限りでない。

3 意見等の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メール又は実施機関が指定する場所への書面の提出によるものとする。

(提出された意見等の取扱い)

第7条 実施機関は、政策等を策定する際には、前条の規定により提出された意見等を考慮して意思決定を行うものとする。この場合において、前条の規定により提出された意見等のうち前条第2項に規定する要件を欠くものであっても、その内容が適当と認められるものについては、意見等として取り扱うことができる。

2 実施機関は、提出された意見等の概要及びそれに対する考え方並びに政策等の案を修正したときは、その修正内容及び理由を第5条第1項に規定する方法により公表するものとする。ただし、提出された意見等の中に裾野市情報公開条例（平成10年裾野市条例第23号）第8条各号に掲げる不開示情報に該当するおそれのある情報が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 実施機関は、前項の規定により考え方を公表するときは、意見等を提出したものに個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表することができる。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、パブリックコメント制度の実施状況について、市ウェブサイトへの掲載により公表するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。